

同窓会会則

- 第1条 (名称)
本会は山梨県立甲府西高等学校同窓会と称す。
- 第2条 (目的)
本会は会員相互の親睦をはかり、母校との連絡を密にしつつ、進んで相互の向上進歩をはかることを目的とする。
- 第3条 (組織)
本会は下記の者をもって組織する。
1. 会 員 (1) 普通会員-県立山梨県高等女学校・山梨県立高等女学校・山梨県立第一高等女学校・山梨県立甲府高等女学校の本科並びに専修科・実科の卒業生、補修科・専攻科修了生、併設中学校卒業生、山梨県立甲府第二高等学校、山梨県立甲府西高等学校卒業生
(2) 準 会 員-本会設立家政研究科修了生及び本校に在籍した者の中の希望者で、2名以上の会員から推薦された者
 2. 客員 母校の職員及び旧職員
- 第4条 (役員)
本会に下記の役員をおき、任期を2カ年とする。ただし再選をさまたげない。
1. 会 長 (1 名) 会長は本会を代表し、会務を総括する。選出は理事会の互選により選出し総会の承認を得る。
 2. 副 会 長 (若干名) 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。選出は理事の中より会長が委嘱する。
 3. 総務部長 (1 名) 総務部は学校及び回生との連絡、名簿管理、名簿の作成、その他の事務の総括を担当する。
 4. 庶務部長 (1 名) 庶務部は議事録、行事全般記録、欠席役員に対しての連絡通達、会報の作成等を担当する。
 5. 企画部長 (1 名) 企画部は、講演会、レクリエーション等、同窓会事業の立案、回生対策等を担当する。
 6. 会計部長 (1 名) 会計は一般会計及びその他の会計の金銭管理、事業予算対策及び終身会費の徴収等を担当する。
※ 上記の総務、庶務、企画、会計の各長1名に副部長を2名選出する。
副部長は部長を補佐し、部長事故ある時は代行する。各部長、副部長の選出は理事及び理事経験者から選出して理事会の承認を得る。
 7. 常任理事 (若干名) 理事及び理事経験者の中より会長が委嘱する。総務、庶務、企画、会計の各部門に所属し事務を担当する。
 8. 理 事 各回生より選出し会長が委嘱する。諸事の事項を協議し、本会と回生の連絡に当たる。

9. 校内理事（若干名）母校の職員から会長が委嘱する。母校と本会との連絡に当たる。
10. 会計監査（2名）理事の推薦により選出し、総会の承認を得て会計監査に当たる。
11. 顧問（若干名）母校の現職の校長・教頭及び本会の会長であった者は顧問とする。また本会のために特に適当と認められた者は、理事会において推薦し、顧問とする。名誉顧問をおくこともできる。

第5条（総会・入会式）

定期総会は毎年度できるだけ早期に開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。新会員入会式は卒業式の前日に行う。

第6条（役員会）

会長は必要に応じて常任理事会・理事会を召集する。

第7条（事業）

本会は次の事業を行う。

- (1) 会報及び名簿の発行
- (2) その他本会の目的達成に関して必要と認められた事業

第8条（決議）

本会の決議は総会において出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。

第9条（経費）

本会の経費は入会金・終身会費並びに寄付金をもってこれに当てる。

- (1) 会員は入会の際、入会金、終身会費を納入する。
- (2) 昭和57年度以前の会員は終身会費を納入する。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（届出事項）

- (1) 会員はその住所・氏名に変更があった時、その他一身上の異動があった時は、直ちに校内理事に通知する。
- (2) 本会に支部を置くことができる。
- (3) 会員が本会の後援を必要とする場合は、別紙に必要事項を記載の上、会長に届出、理事会の承認を得る。

第12条（事務所）

本会は当分の間、事務所を会長宅におく。

第13条 会員及び客員の慶弔、その他の件については別にきめた内規により行う。

付 則

1. 会則は平成11年4月29日から施行する。
2. 第5条は平成16年5月2日に一部改正、同日から施行する。
3. 第4条は平成20年5月11日に一部改正、同日から施行する。

以 上